

2020年8月13日

エコマーク商品類型 No. 146「まほうびんVersion1.2」

認定基準の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会

エコマーク事務局

## 1. 改定の経緯、概要

No.146「まほうびんVersion1.2」認定基準では、JIS S2006「まほうびん」の基準を引用して、保温・保冷効力、および品質に関する基準を設定している。2019年10月にJIS S2006「まほうびん」が改正されたため、整合を図る目的で部分改定を実施するものである。

## 2. 改定日：2020年9月1日

## 3. 改定箇所（追加：下線部）＜改定箇所のみ抜粋＞

エコマーク商品類型No.146「まほうびんVersion1.32」認定基準書

### 2. 適用範囲

真空断熱構造を有する~~卓上用まほうびん~~、携帯用まほうびん、卓上用まほうびん、弁当用~~まほうびんジャー~~、保温調理器に適用する。ただし、保温・保冷のために電気、ガス、石油、その他のエネルギーを使用するものは除く。

### 3. 用語の定義

<u>まほうびん</u>	<u>中瓶にガラス製の真空二重瓶を使用したものであって卓上用のもの、容器にステンレス鋼製の真空二重容器を使用したものであって携帯用、卓上用、弁当用のもの。</u> <u>まほうびんの種類は、JIS S2006「まほうびん」に従う。</u>
<del>卓上用まほうびん</del>	<del>ガラス製またはステンレス製の真空二重瓶を使用した液体保温容器であって、主として屋内で使用されるもの。</del> <del>本体に取り付けたハンドルを持ち上げて直接注ぐ『ハンディポット』、プッシュボタンまたはレバーを押してベローズ(じゃばら)を圧縮するなどの方法で容器内部の圧力を上昇させて内部の液体を吐出させる『エアポット』がある。</del>

携帯用 まほうびん	<del>ガラス製またはステンレス製の真空二重瓶を使用した液体保温容器であって、主として飲用水容器として屋外に携帯するもの。</del> <del>付属のコップ等に注いで飲む『ボトル』と容器上部の飲み口から直接飲む『マグ』と『保冷専用ボトル』がある。</del>
弁当用ジャー	<del>ガラス製またはステンレス製の真空二重瓶を使用した収納容器であって、ごはんやおかず、スープなどを保温できるもの。</del>
保温調理器	調理鍋に具材を入れて加熱し、十分な温度になったところで加熱をやめ、ステンレス製の真空二重容器を使用した保温容器に移すなど余熱で保温調理することを目的としたもの。
容量	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <del>卓上用まほうびんおよび携帯用まほうびん</del> <del>製品付属の中栓をしたときに実際に入る容量（リットル単位）の実容量</del></li> <li>● <del>弁当用ジャー</del> <del>ごはん容器、おかず容器、スープ容器などの容器の容積換算した容量（リットル単位）</del></li> <li>● 保温調理器 調理鍋の縁までの満水容量、または保温容器の実容量（リットル単位）</li> </ul>
消耗部品	<p>製品の使用による経年劣化等により、交換することを前提とした部品。本商品類型では以下に例示する部品、その他の付属品をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <del>卓上用まほうびん</del> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・中栓、中栓ゴム（パッキン）、揚水パイプ</del></li> </ul> </li> <li>● 携帯用まほうびん <ul style="list-style-type: none"> <li>・中栓、中栓ゴム（パッキン）</li> </ul> </li> <li>● <del>卓上用まほうびん</del> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・中栓、中栓ゴム（パッキン）、揚水パイプ</del></li> </ul> </li> <li>● 弁当用まほうびんジャー <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごはん容器とおかず容器とスープ容器などのパッキン</li> </ul> </li> <li>● 保温調理器 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に設定無し</li> </ul> </li> </ul>
プラスチック	単一もしくは複数のポリマ <del>二</del> と、特性付与のために配合された添加剤、充填材などからなる材料。
ポリマ <del>二</del>	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。
保温・保冷効力	JIS S2006「まほうびん」 <del>およびJIS S2053「ステンレス鋼製まほうびん」</del> に規定された試験方法による保温効力。

JISの改定内容にあわせて用語の定義の整合を図った(携帯用、卓上用の記載順など(全体共通))。「保温調理器」はJISに規定がないため、変更はしてい

## 4. 認定の基準と証明方法

## 4-1. 環境に関する基準と証明方法

(6)製品は、再度の湯沸かしにかかるエネルギーの削減や、冷蔵庫の開閉頻度を少なくすることに役立つよう、保温性能が高いこと。具体的には、製品の保温・保冷効力が製品の実容量ごとに表1～4のいずれか基準値に適合すること。

表1 保温・保冷効力の基準

適用範囲	放置時間		0.4L未満	0.4L以上 0.5L未満	0.5L以上 1.0L未満	1.0L以上 2.0L未満	2.0L以上
卓上用 まほうびん	10時間 後	保温			54℃以上	62℃以上	69℃以上
		保冷			12℃以下	11℃以下	10℃以下
携帯用 まほうびん	6時間 後	保温	51℃以上	60℃以上	71℃以上	74℃以上	77℃以上
		保冷	13℃以下	11℃以下	10℃以下	9℃以下	9℃以下
弁当用ジャー	6時間 後	保温	45℃以上	51℃以上	59℃以上	64℃以上	70℃以上
保温調理器	6時間 後	保温				60℃以上	

保温効力[℃]…室温 $20\text{℃}\pm 2\text{℃}$ において、2時間以上開栓して放置した製品に付属の中栓をして中栓下端まで沸騰水を入れ、湯温が $95\text{℃}\pm 1\text{℃}$ になったときに製品付属の中栓をした後、所定時間放置した場合における水の温度  
保冷効力[℃]…室温 $20\text{℃}\pm 2\text{℃}$ において、製品に冷水を栓下端まで満たし、縦置きにした状態で水温が $4\text{℃}\pm 1\text{℃}$ の時から所定時間放置した場合における水の温度

表1. ガラス製まほうびんの保温効力(℃)

中瓶容量 <sup>注a)</sup> (L)	10時間	
	内口径40mm	内口径45mm
0.75	64以上	—
1.0	66以上	65以上
1.3	70以上	69以上
1.6	72以上	71以上
1.9	—	73以上
2.2		74以上
2.5		75以上
3.0		

注a) 中瓶容量は、中瓶の満水容量(中瓶の口頭部までの容量)

表2. ステンレス鋼製まほうびんの保温効力(直飲式の保冷専用を除く)(°C)

容量(L)	携帯用まほうびん			卓上用まほうびん		弁当用まほうびん		
	6時間			10時間		6時間		
	一般式			直飲式	一般式	空気圧利用式	一般式	直入式
	内筒の内口径							
$\phi 39\text{ mm}$ 未満	$\phi 39\text{ mm}$ 以上 $\phi 54\text{ mm}$ 未満	$\phi 54\text{ mm}$ 以上						
0.3未満	62以上	=	=	47以上	=	=		
0.3以上 0.4未満	66以上	64以上	=	53以上	=	=	45以上	48以上
0.4以上 0.6未満	70以上	68以上	66以上	58以上	=	=	51以上	54以上
0.6以上 0.9未満	74以上	72以上	70以上	62以上	57以上		59以上	62以上
0.9以上 1.2未満	77以上	75以上	73以上	66以上	61以上			
1.2以上 1.5未満	80以上	78以上	76以上	=	65以上	61以上		
1.5以上 1.8未満	82以上	80以上	78以上	=	68以上	64以上	64以上	=
1.8以上 2.3未満	=	81以上	79以上	=	70以上	66以上	68以上	
2.3以上	=	=	80以上	=	71以上	67以上		

表3. ステンレス鋼製の携帯用まほうびん  
直飲式(保冷専用に限る)の保冷効力(°C)

容量(L)	6時間
0.3未満	13以下
0.3以上 0.4未満	
0.4以上 0.6未満	
0.6以上 0.9未満	10以下
0.9以上 1.2未満	9以下
1.2以上 1.5未満	
1.5以上 1.8未満	
1.8以上 2.3未満	
2.3以上	

表4. 保温調理器の保温効力(°C)

容量(L)	6時間
1.0以上	60以上

現行の基準の保温・保冷効力の基準が、最新JIS規格と種類や容量等に違いが生じたため、JIS基準で規定された保温・保冷効力の基準値を引用し、改定を図るもの。

「保温調理器」は、JISに規定ないため、要件の変更は行わない。

#### 4-2. 品質に関する基準と証明方法

- (1) ~~ガラス製真空二重びんを用いた携帯用及び卓上用まほうびん、卓上用まほうびん、並びに弁当用まほうびんジャーは、JIS S2006「まほうびん」に、また内びんがステンレス鋼製で、真空二重びんを用いた携帯用まほうびんは、JIS S2053「ステンレス鋼製まほうびん」に適合していること。~~ 保温調理器それ以外の製品は、自社規格などにより、品質管理がなされていること。 ~~業界の自主的な基準（全国魔法瓶工業組合が定めるSV基準：「まほうびんの安全性の確保に関する基準」など）に適合していること。~~

なお、ガラス製卓上用まほうびん、~~及び~~ステンレス製携帯用まほうびん、およびステンレス製卓上用まほうびんの品質表示は、家庭用品品質表示法－雑貨工業品品質表示規程に従っていること。

##### 【証明方法】

該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。ガラス製卓上用まほうびん、~~及び~~ステンレス製携帯用まほうびん、およびステンレス製卓上用まほうびんについては、品質表示の内容が確認できる写真や設計書を併せて提出すること。

JISの改定にあわせて整合を図るもの。種類等をJISの記載と整合させた。また、雑貨工業品品質表示規定についても、最新の規定に整合させた。

#### 6.商品区分、表示など

- (1) 商品区分(申込単位)は、ブランド名毎とし、~~卓上用まほうびん、~~携帯用まほうびん、卓上用まほうびん、弁当用~~まほうびんジャー~~、保温調理器毎とする。但し、製品の大小および色調による区分は行わない。
- (2) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



JISの改定にあわせて記載順を整合させた。

以上